

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所

（耐火建築物としなければならないもの）
第三十四条 旅館又はホテルの用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第一百十号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

〔解説〕

本条は、旅館又はホテルについて二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、耐火構造建築物を適用除外とすることを定めたものである。

（外壁等の構造）

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する二階建ての木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するもの（特定避難時間が三十分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

〔解説〕

本条は、特定行政庁が防火を目的として指定する屋根の不燃化等の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所で木造二階建てかつ床面積二百平方メートルを超えるものについて、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とすることを規定したものである。また、法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物及び耐火構造建築物）から、特定避難時間倒壊等防止建築物で特定避難時間が三十分間未満であるものを除いて、本条例の規定の対象から除く。

（階段）

第三十六条 旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、政令第二百一十一條第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。
一 けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメートル以上とすること。
二 階段及び踊場の幅は、一・ニメートル（屋外に設けるものにあつては、〇・九メートル）以上とすること。

〔解説〕

本条は、旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する床面積の合計が百平方メートルを超える直通階段について、政令第二十三条の規定の特例を定め、屋外に設ける階段及び踊場の幅を規定したものである。

なお、手すりはその幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。（政令第二十三条第三項と同様）

